

(目的)

第 1 条 この規程は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 18 日法律 97 号）、およびこの法律に関連した省令・告示（以下総称して「法令等」という。）に基づき、本学における遺伝子組換え実験（以下「実験」という。）の計画及び実施に関し、必要な事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(学長等の責務)

第 2 条 学長は、実験の安全確保に関し、その体制整備を行う。

- 2 学長は、実験計画実施の承認についての決定等、安全確保に関する業務を統括する。
- 3 実験を実施しようとする学部（大学院研究科を含む。以下同じ。）の長は、当該学部における実験の実施を監督し、その安全確保を図らなければならない。

(安全主任者)

第 3 条 前条の学長の任務を補佐するため、安全主任者を置く。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの規程を熟知し、かつ、実験による生物災害を防止するための知識及び技術を高度に習熟した本学の教員の中から、学長が任命する。
- 3 安全主任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者に対して指導・助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全確保に関する必要な事項の処理に当たること。

(実験責任者)

第 4 条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとにその遂行について責任を負う教員（以下「実験責任者」という。）を置かなければならない。

- 2 実験責任者は、法令等を熟知し、生物多様性に対する影響及び拡散防止措置等に関する知識及び技術に習熟した教員とする。
- 3 実験責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 実験計画の立案及び実施に際しては、法令等を遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、適切な管理・監督に当たること。
 - (2) 実験従事者に対して、実験の安全確保に関する教育訓練を行うこと。
 - (3) その他実験の拡散防止措置及び安全確保に関し必要な事項を実施すること。

(実験従事者)

第 5 条 実験従事者は、当該実験の実施に関して、遺伝子組換え実験に係る標準的知識・方法を習得し、実験特有の操作方法及び技術に精通し、習熟していなければならない。

- 2 実験従事者は、当該実験の実施に当たり安全確保及び拡散防止措置について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従わなければならない。

(安全委員会)

第6条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、遺伝子組換え実験安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して学長に助言又は勧告するとともに、第3条に定める安全主任者、関係学部の長及び第4条に定める実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

- (1) 実験に関する規程等の制定・改廃に関すること
- (2) 実験計画の法令及び本規程への適合性に関すること
- (3) 実験にかかる教育訓練及び健康管理に関すること
- (4) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること
- (5) その他実験の安全確保に関し必要な事項

3 安全委員会は、次に掲げる分野等の者若干名で組織し、学長が任命する。

- (1) 安全主任者
- (2) 実験に関係する研究分野の教員
- (3) 前号以外の理工学系の教員
- (4) 人文・社会科学系または自然科学系の教員
- (5) 教職員の健康・安全管理等に責任を有する事務系職員
- (6) その他学長が必要と認めた者

4 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 安全委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

6 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。

7 安全委員会は、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(実験計画等に関する手続)

第7条 実験を実施しようとする実験責任者は、実験計画に関する関係書類を添えて当該学部長等を経て学長に申請するものとする。

2 実験を終了又は中止しようとする実験責任者は、終了又は中止に関する関係書類を添えて当該学部長等を経て学長に報告するものとする。

3 実験計画の変更を行おうとする実験責任者は、変更事項に関する関係書類を添えて当該学部長等を経て学長に申請するものとする。

(安全委員会への諮問等)

第8条 学長は、申請のあった実験計画について安全委員会に諮問するものとする。

2 安全委員会は、前項に規定する諮問事項について審議し、その結果を学長に答申するものとする。

(実験計画等の承認)

第9条 学長は、安全委員会からの答申に基づき、申請のあった実験計画等の承認について、そ

の可否を決定する。

- 2 学長は、前項の決定を行ったときは、速やかに当該実験責任者に通知するとともに、学部長等及び安全主任者にその旨を報告するものとする。

(教育訓練)

第 10 条 実験責任者は、実験開始前において実験従事者に対し、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次に掲げる教育訓練を行うものとする。

- (1) 危険度に応じた遺伝子組換え実験生物安全取扱技術
- (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術
- (3) 宿主、又は核酸供与体の実験分類、認定宿主ベクター等、生物学的封じ込めに関する知識及び技術
- (4) 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- (5) 事故発生の場合の措置に関する知識（大量培養実験において組換え微生物を含む培養液が漏出した場合の化学的処理による殺菌等の措置に対する配慮を含む。）

(健康管理)

第 11 条 学長は、実験従事者に対し、実験の開始前及び開始後 1 年を超えない期間ごとに健康診断を受けさせなければならない。

- 2 実験従事者は、自己の健康状態に注意し、健康に変調をきたした場合は、すみやかに安全主任者に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受けた場合、直ちに調査をするとともに、健康管理上の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 実験従事者の健康診断の記録は 5 年間保存するものとする。

(設備等の管理)

第 12 条 実験責任者は、法令等の定めるところに従い、実験に用いる施設・設備の管理・保全に当たり、鍵の保管、施設への出入管理、必要な標識の設置等、安全確保に必要な措置を講じなければならない。

- 2 実験従事者は、拡散防止措置が P2 レベル以上の実験又は大量培養実験を行っている間は、法律に定める「実験中」の表示を掲げなければならない。

(実験中の安全確保)

第 13 条 実験責任者は、実験材料の取扱い、保管、移動及び廃棄並びに実験に用いた機器・着衣等の洗浄、消毒・再使用又は廃棄等、安全確保に必要な処置を講じなければならない。

(異常事態発生時の措置)

第 14 条 実験責任者及び実験従事者は、施設内の事故又は地震・火災等の災害（以下「事故等」という。）により、遺伝子組換え生物等による汚染が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、学長等及び安全主任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた学長等及び安全主任者は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、学長等

にあつては、速やかにこれを安全委員会に報告しなければならない。

(記録の保管)

第 15 条 実験責任者は、実験に使用した遺伝子組換え生物等の種類、数量、出入年月日等、及び実験に係る安全の確保に関する記録を作成し、実験終了後 5 年間保存しなければならない。

2 実験責任者は、遺伝子組換え生物等の譲渡等の際し、提供した情報又は提供を受けた情報を記録し、保管しなければならない。

(規程の運用)

第 16 条 この規程及び関係する法令等に定めるもののほか、実験の計画及び実施に関し必要な事項は、安全委員会の議に基づき、学長が定める。

(庶務)

第 17 条 安全委員会に関する庶務は研究推進室研究企画課が行う。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、安全委員会で審議し、研究戦略会議の議を経て、常勤理事会で決定する。

附則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。